


別記第1号様式（第4条関係）

その1

循環資源利用促進税特別徴収義務者指定通知書

新たに指定した特別徴収義務者	住所（所在地）
	氏名（名称）
既に特別徴収義務者として指定されている最終処分業者	住所（所在地）
	氏名（名称）
特別徴収義務に係る最終処分場	所在地
	名称
指定の理由	
<p>上記のとおり、あなたを循環資源利用促進税の特別徴収義務者（徴収の便宜を有する者）として指定しましたので、通知します。</p> <p>なお、この通知書を受け取った日から5日以内に特別徴収義務者の登録を申請してください。（根拠法令― ）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） </p> <p style="text-align: center;">様</p>	

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください）。
- 2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

その2

循環資源利用促進税特別徴収義務者指定通知書

新たに指定した 特別徴収義務者	住所（所在地）
	氏名（名 称）
既に特別徴収義務者として指定 されている最終 処分業者	住所（所在地）
	氏名（名 称）
特別徴収義務に 係る最終処分場	所在地
	名 称
<p>上記のとおり、あなたのほかに循環資源利用促進税の特別徴収義務者（徴収の便宜を有する者）として指定しましたので、通知します。</p> <p>なお、あなたに課される特別徴収義務は、免除されませんので留意してください。</p> <p>年 月 日</p> <p>北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 印</p> <p>様</p>	

## 循環資源利用促進税納入申告書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 20px;">●</span> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様</p>	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		徴収原簿番号	
		通信日付印		確認印	
この申告の対象となる期間		年 月 日から 年 月 日まで			
特別徴収義務者	住 所 又 は 所 在 地				
	氏名又は名称及び代表者の氏名		(印)		
	個人番号又は法人番号				
最 終 処 分 場	所 在 地				
	名 称				
	登 録 番 号		第 号		
この申告に回答する係及び氏名並びに電話番号		(電話番号 )			
課税標準となる搬入された産業廃棄物の重量		税 率	税 額		
. トン		円/トン	円		
納 入 年 月 日		年 月 日			
申 告 期 限		年 月 日			
備 考					

- 注意
- 1 ※印欄は、記入しないでください。
  - 2 課税標準となる搬入された産業廃棄物の重量の小数点以下3位未満の端数は、切り捨ててください。
  - 3 税額は、円の単位まで記入してください。

別記第3号様式（第6条関係）

循環資源利用促進税に係る納期限等指定通知書

特別徴収義務者又は 申告納税者	住所（所在地）
	氏名（名 称）
最終処分場の所在地	
最終処分場の名称	
登 録 番 号	第 号
設 置 許 可 番 号	第 号
指 定 の 理 由	
<p>北海道循環資源利用促進税条例第8条第2項の規定により、 年 月 第12条第2項 日から 年 月 日までの期間における徴収すべき循環資源利用促 進税の納入の期限を 年 月 日と指定しましたので、通知します。 税の納付 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>	

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1の審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

摘要 不要文字を消して使用すること。

別記第4号様式（第7条関係）



循環資源利用促進税特別徴収義務者登録申請書

特別徴収義務者	住所（所在地）		搬入開始年月日又は特別徴収義務者として指定された日  年 月 日	
	フリガナ氏名（名称）	フリガナ代表者の氏名		
	個人番号又は法人番号			
最終処分場の概要	区分	所在地	名称	電話番号
	最終処分場	(郵便番号)		
	処分場の種類	安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型		
	設置許可番号	第 号		
	設置許可年月日（届出年月日）	年 月 日		
	搬入を許可されている産業廃棄物の種類			
この登録申請に应答する係及び氏名並びに電話番号	(電話番号)			
この登録申請に係る関係書類の送付先				
上記のとおり、特別徴収義務者の登録を申請します。 年 月 日 申請者 氏名（名称） ㊞ 北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様				

※ 処理事項	徴収の便宜を有する者の指定	住所（所在地）	氏名（名称）	通知	年 月 日	指定番号
	登録義務者証	登録番号	登録	年 月 日	通知	年 月 日
	整理簿	宛名マスタ 登録マスタ	枚数	交付	年 月 日	(交付)
		宛名マスタ 登録マスタ	処理結果表	収納管理	納税	徴収原簿番号

- 注意 1 次の書類を添付してください。
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「厚生省令」という。）第10条の6に規定する産業廃棄物処分業の許可証又は厚生省令第10条の18に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
  - (2) 厚生省令第12条の5に規定する産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置許可証の写し
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 この申請書は、最終処分場ごとに作成してください。


別記第5号様式（第7条関係）

循環資源利用促進税特別徴収義務者登録（変更）通知書

特別徴収義務者	住所（所在地）
	氏名（名称）
	代表者の氏名
登録番号	北海道 総合振興局 振興局 札幌道税事務所 総合振興局地域政策部 道税事務所
登録（変更）年月日	年 月 日
<p>上記のとおり、特別徴収義務者として登録（変更）したので、通知します。 （根拠法令－北海道循環資源利用促進税条例第 条）</p> <p>年 月 日</p> <p>北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>様</p>	

摘要1 不要文字を消して使用すること。

- 2 登録番号は、総合振興局、振興局、札幌道税事務所又は総合振興局地域政策部道税事務所ごとに一連番号とすること。

	登録番号	号
<b>循環資源利用促進税</b>		
<b>特別徴収義務者証</b>		
<b>北</b>	<b>海</b>	<b>道</b>

- 1 アルミはく製とし、板面地色は銀色とし、枠及び文字は黒色とする。
- 2 道章は、北海道章および北海道旗の制定（昭和 42 年北海道告示第 775 号）の 4 により大円の直径を 2 センチメートルとして作図するものとし、七光星の部分は赤色、他の部分は黒色とする。
- 3 証票の寸法は、縦 9.0 センチメートル、横 14.5 センチメートルとする。

別記第7号様式（第7条関係）



循環資源利用促進税特別徴収義務者登録事項変更申請書

変 更 事 項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日	変更理由
特 別 徴 収 義 務 者	住 所（所在地）		・ ・	
	フリガナ氏名（名称）		・ ・	
	フリガナ代表者の氏名		・ ・	
最終処分場の概要	所 在 地	(郵便番号)	(郵便番号)	・ ・
	名 称			・ ・
	電 話 番 号			・ ・
	処 分 場 の 種 類	安定型・管理型・遮断型	安定型・管理型・遮断型	・ ・
	設 置 許 可 番 号	第 号	第 号	・ ・
	設 置 許 可 年 月 日 (届出年月日)	年 月 日	年 月 日	・ ・
	搬入を許可されている産業廃棄物の種類			・ ・

上記のとおり、特別徴収義務者の登録事項に変更が生じたので、申請します。

年 月 日

北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様

申 請 者	氏名（名称）							㊟
	個人番号 又は法人番号							

※ 処 理 事 項	義務者証	登録番号	交付枚数 枚	交付 年 月 日 (交付法)			
			返納枚数	返納 年 月 日			
	整理簿	宛名マスタ 登録マスタ	処理結果表	調査書	収納管理		

注意 ※印欄は記入しないでください。



別記第8号様式（第7条関係）



循環資源利用促進税特別徴収義務者証返納書

特別徴収義務者	住所（所在地）		
	氏名（名称）		代表者の氏名
	個人番号 又は法人番号		
最終処分場	名称		
	所在地	(郵便番号)	
	処分場の種類	安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型	
	設置許可番号	年	月 日
	設置許可年月日 (届出年月日)	年	月 日
登録番号	第	号	
特別徴収義務が 消滅した日	年	月	日
特別徴収義務が 消滅した理由			
最終納入（予定） 年月日	年	月	日
上記のとおり返納します。			
年 月 日			
返納者 氏名（名称）			印
北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様			

※ 処理事項	廃棄物所管課確認年月日	年 月 日	
	登録マスタ	義務者証返納確認	義務者証廃棄確認
			回 付 欄

注意 ※印欄は記入しないでください。

別記第9号様式（第8条関係）

循環資源利用促進税徴収猶予申請書

特別徴収義務者	住所（所在地）					代表者の氏名		
	氏名（名称）					電話番号		
	個人番号 又は法人番号		┆	┆	┆	┆		
最終処分場	所在地				名称			
徴収猶予を受けようとする期間		年 月 日		から		年 月 日		まで
納入期限	年 月 日			徴収猶予期限		年 月 日		
計算基礎	区分	申告金額	納入金額	受け取ることができなかった処分料金		受け取ることができなかった税額	徴収猶予を受けようとする税額	
	税額	円	円	円		円	円	
納入内訳	納入期日	月 日		月 日		月 日		合計
	納入金額	円		円		円		円
納税担保	担保財産				保証担保			
	名称	数量	性質	所在	住所	職業	氏名	
<p>上記のとおり、納期限までに受け取ることができなかった循環資源利用促進税の納入について、徴収猶予の承認を受けたいので申請します。（根拠法令－北海道循環資源利用促進税条例第 条）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所（所在地） 氏名（名称）</p> <p style="text-align: right;">北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様</p>								

- 注意
- 1 提供する担保が国債等である場合には「供託書正本」又は「登録済通知書（登録済証）」を、土地、各種財団又は保険に付した建物、自動車等である場合には「抵当権を設定するために必要な書類」を、保証人の保証である場合には「保証書」を添付してください。
  - 2 「納入期限」の欄には、徴収猶予する前の北海道循環資源利用促進税条例で定められている納期限を記載してください。
  - 3 「徴収猶予を受けようとする税額」の明細書を別に添付してください。
  - 4 「徴収猶予期限」及び「納入期日」の欄には、納期限から2月以内の日を記載してください。
  - 5 不要文字を消して使用してください。

別記第10号様式（第8条関係）

その1  
決定番号

循環資源利用促進税徴収猶予承認通知書

特別徴収義務者	住所（所在地）				代表者の氏名			
	氏名（名称）				電話番号			
最終処分場	所在地				名称			
徴収猶予を受けようとする期間		年 月 日 から 年 月 日 まで						
納入期限	年 月 日			徴収猶予期限	年 月 日			
計算基礎	区分	申告金額	納入金額	受け取ることができなかった処分料金	受け取ることができなかった税額	徴収猶予を受けようとする税額		
	税額	円	円	円	円	円		
納入内訳	納入期日	月 日	月 日	月 日	合計			
	納入金額	円	円	円	円			
納税担保	担保財産				保証担保			
	名称	数量	性質	所在	住所	職業	氏名	
一部不承認の理由								
<p>上記のとおり、徴収猶予を承認しましたので、通知します。          なお、これにより納めないときは、この猶予を取り消し、滞納処分をすることになりますので、注意してください。          （根拠法令—          年 月 日          （特別徴収義務者の氏名又は名称）様 北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 印</p>								

- 注意
- この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができ  
ます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください）。
  - この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟  
において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った総合振興局長等の  
所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して  
6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
  - この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税  
法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することが  
できます。  
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。  
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 摘要
- 不要文字を消して使用すること。
  - 北海道循環資源利用促進税条例第10条第1項の規定による場合は、なお書きを消して使用すること。

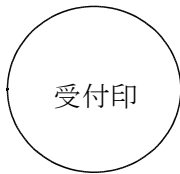
循環資源利用促進税徴収猶予不承認通知書

特別徴収義務者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
	代表者の氏名	
不承認の理由		
<p>年 月 日に申請のあった徴収猶予については、上記のとおり承認できませんので、通知します。                  (根拠法令ー )</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">北海道 総合振興局長 ( 振興局長、札幌道税事務所長) <input type="checkbox"/></p> <p>〔 特別徴収義務者の 氏 名 又は名称 〕 様</p>		

- 注意
- 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます(審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください)。
  - 2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
  - 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(地方税法第19条の12)が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
    - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
    - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 不要文字を消して使用すること。

別記第11号様式（第10条関係）



循環資源利用促進税 還付 申請書  
納義務免除

特別徴収義務者	住所（所在地）			
	氏名（名称）		代表者の氏名	
	個人番号 又は法人番号			
最終処分場	名称			
	所在地	(郵便番号) (電話番号)		
登録番号	第 号			
還付又は納義務の免除を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	還付又は納義務の免除を受けようとする額	円	
申請金額の算定の基礎				
受け取るべき埋立処分の料金 ①	円	①のうち既に受け取った料金	円	
		①のうち受け取ることができなかった料金	円	
①に対応する搬入された産業廃棄物の重量 ②	トン	納入すべき税額 ③	円	
③のうち既に受け取った税額 ④	円	③のうち受け取ることができなかった税額	円	
④のうち納入前に亡失した税額	円	既に納入した税額 (納入年月日)	円 ( 年 月 日)	
還付又は納義務の免除を受けようとする理由	産業廃棄物の埋立処分を委託した者の住所及び氏名又は法人の名称及び代表者の氏名			
その他参考となる事項				
還付金の口座振替先	金融機関名		店舗名	
	預金種別		口座番号	
	フリガナ 口座名義人	-----		
上記のとおり、徴収不能額等の還付又は納義務の免除を受けたいので、申請します。				
年 月 日				
申請者 氏名（名称）				(印)
北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様				

- 注意 1 循環資源利用促進税の還付又は納義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。  
 2 2以上の課税期間にまたがる場合は、適宜別紙により内訳を添付してください。  
 3 不要文字を消して使用してください。

別記第12号様式（第10条関係）

循環資源利用促進税徴収不能額等の還付・充当  
納入義務免除決定通知書

年 度	期 間	申 請 内 容		還付（充当）又は納入義務免除の措置決定額					還付又は免除の措置できない分の金額及び理由	
				還付する 税 額	充 当 額			納 入 義 務 を免除する 税 額		
		申 請 区 分	申 請 額		年 度	期 別	科 目		金 額	
年度	月 日 から 月 日 まで	(還 付) 〔納入義 務免除〕	円	円				円	円	円
年度	月 日 から 月 日 まで									

年 月 日申請の循環資源利用促進税徴収不能額等の還付・充当（納入義務免除）について、上記のとおり決定しましたので、通知します。  
年 月 日

北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 印

様

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 不要文字を消して使用すること。

### 循環資源利用促進税納付申告書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span>受付印</span> </div> 年 月 日 北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		徴収原簿番号	
		通信日付印	確認印		
この申告の対象となる期間		年 月 日から		年 月 日まで	
申 納 税 者	住 所 又 は 所 在 地				
	氏名又は名称及び 代表者の氏名		(印)		
	個人番号又は法人番号				
最 終 処 分 場	所 在 地				
	名 称				
この申告に応答する係及び氏名並びに 電話番号		(電話番号 )			
課税標準となる搬入した産業 廃棄物の重量		税 率		税 額	
. トン		円/トン		円	
納 付 年 月 日		年		月 日	
申 告 期 限		年		月 日	
備 考					

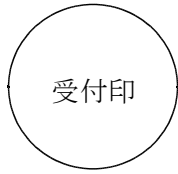
- 注意
- ※印欄は、記入しないでください。
  - 課税標準となる搬入した産業廃棄物の重量の小数点以下3位未満の端数は、切り捨ててください。
  - 税額は、円の単位まで記入してください。

### 循環資源利用促進税修正申告書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div> 年 月 日 北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		徴収原簿番号		
		通信日付印		確認印		
この修正申告の対象となる期間		年 月 日から 年 月 日まで				
申告納税者	住 所 又 は 所 在 地					
	氏名又は名称及び代表者の氏名		(印)			
	個人番号又は法人番号					
最 終 処 分 場	所 在 地					
	名 称					
この申告に応答する係及び氏名並びに電話番号		(電話番号 )				
区 分	課税標準となる搬入した産業廃棄物の重量		税 率	税 額		
修正申告額(ア)	.          トン	円/トン	円			
当初申告額(イ)	.          トン	円/トン	円			
差引増差額 (ア) - (イ)	.          トン	/	円			
増差税額納付年月日		年                  月                  日				
備 考						

- 注意
- 1 ※印欄は、記入しないでください。
  - 2 課税標準となる搬入した産業廃棄物の重量の小数点以下3位未満の端数は、切り捨ててください。
  - 3 税額は、円の単位まで記入してください。





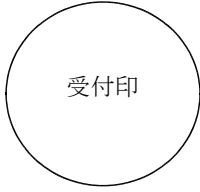
循環資源利用促進税産業廃棄物搬入開始届

申告 納税者	住所（所在地）	
	フリガナ 氏名（名称）	フリガナ 代表者の氏名
	個人番号 又は法人番号	
	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可の有無	有 ・ 無
	許可番号	第 号
最終分場概要	所在地	（郵便番号） （電話番号）
	名称	
	処分場の種類	安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型
	設置許可番号	第 号
	設置許可年月日 （届出年月日）	年 月 日
	搬入を許可されている産業廃棄物の種類	
産業廃棄物の搬入を開始する日	年 月 日	
この届出に応答する係及び氏名並びに電話番号	（電話番号）	
この届出に係る関係書類の送付先		
上記のとおり、産業廃棄物の最終処分場への搬入を開始するので、届け出ます。		
年 月 日		
届出者 氏名（名称） 印		
北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様		

※処理事項	宛名マスタ 登録マスタ	処理結果表	調査書	収納管理	納税	徴収原簿番号
-------	----------------	-------	-----	------	----	--------

- 注意 1 次の書類を添付してください。
- （1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「厚生省令」という。）第10条の6に規定する産業廃棄物処分業の許可証又は厚生省令第10条の18に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
  - （2） 厚生省令第12条の5に規定する産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置許可証の写し
- 2 ※印欄は記載しないでください。
- 3 この届は、最終処分場ごとに作成してください。

別記第16号様式（第12条関係）

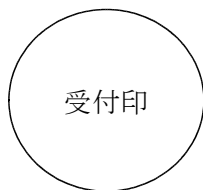


循環資源利用促進税産業廃棄物搬入変更届

変更事項		変更前の内容	変更後の内容	変更年月日	変更理由	
申告 納税者	住所（所在地）			・ ・		
	フリガナ氏名（名称）			・ ・		
	フリガナ代表者の氏名			・ ・		
最終処分場の概要	所在地	(郵便番号)	(郵便番号)	・ ・		
	名称			・ ・		
	電話番号			・ ・		
	処分場の種類	安定型・管理型・遮断型	安定型・管理型・遮断型	・ ・		
	設置許可番号	第 号	第 号	・ ・		
	設置許可年月日 （届出年月日）	年 月 日	年 月 日	・ ・		
	搬入を許可されている産業廃棄物の種類			・ ・		
上記のとおり、産業廃棄物搬入開始の届出事項に変更が生じたので、届け出ます。						
年 月 日						
北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様						
届出者	氏名（名称）					㊟
	個人番号 又は法人番号					
※ 処理事項	宛名マスタ 登録マスタ	処理結果表	調査書	収納管理	納税	徴収原簿番号

注意 ※印欄は、記入しないでください。

別記第17号様式（第12条関係）



循環資源利用促進税最終処分場埋立処分終了（休止）届

申告納税者	住所（所在地）			
	氏名（名称）		代表者の氏名	
	個人番号 又は法人番号			
最終処分場の概要	名称			
	所在地	(郵便番号 )		
	処分場の種類	安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型		
	設置許可番号	年	月	日
	設置許可年月日 (届出年月日)	年	月	日
	埋立処分を終了 (休止) した日	年	月	日
最終納付 (予定) 年月日	年	月	日	
上記のとおり、最終処分場における埋立処分を終了（休止）したので、届け出ます。				
年 月 日				
届出者 氏名（名称）				(印)
北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様				

※ 処理事項	廃棄物所管課確認年月日	年 月 日
	登録マスタ	回 付 欄

- 注意 1 不要文字を消して使用してください。  
2 ※印欄は記入しないでください。

別記第18号様式（第13条関係）

その1

(表)

更正  
循環資源利用促進決定通知書兼納入（納付）告知書  
加算金決定

特別徴収義務者	住所（所在地）	徴収原簿番号
申告納税者	氏名（名称）	
最終処分場	所在地 名称	

期間	区分	不足税額の算定			加算金額の算定										
		課税標準 (搬入重量)	税率	税額	申告書 提出期限	申告書提出 年月日	過少申告加算金 算定の 基礎税額	率	金額	不申告加算金 算定の 基礎税額	率	金額	重加算金 算定の 基礎税額	率	金額
年月日 ～ 年月日	更正分	トン	円	円	..	..	円	—	円	円	—	円	円	—	円
	申告分						100			100			100		
	不足分						100			100					
年月日 ～ 年月日	更正分	トン	円	円	..	..	円	—	円	円	—	円	円	—	円
	申告分						100			100			100		
	不足分						100			100					
不足分計				①					②			③			④
納入（納付）期限				年 月 日		納入（納付）すべき金額①+②+③+④					円				
納入（納付）場所				北海道指定（収納代理）金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局											
上記のとおり決定しましたので、通知します。併せて、納入すべき金額を納入期限までに納入（納付）書によって納めるよう告知します。 （根拠法令— ) 年 月 日 様															
北海道 総合振興局（ 振興局長、札幌道税事務所長） 印															

◎裏面の注意事項をお読みください。

- 摘要 1 重加算金の算定の基礎税額欄は、不足分の税額のうち、課税標準の算定の基礎となるべき事項について隠蔽し、又は仮装した部分に係るものを記載する。  
2 不要文字を消して使用すること。

(裏)

- 注意 1 納入期限までに納めないときは、督促状が発付されます。
- 2 納めるときは、不足税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その申告納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（この告知書による納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 4 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください。）。
- 5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

循環資源利用促進税不申告加算金決定通知書兼納付告知書

特別徴収義務者 申告納税者	住所（所在地） 氏名（名称）	徴収原簿番号
最終処分場	所在地 名称	

期 間	申告書提出 期	申告書提出 年 月 日	申告税額	算出基礎税額	率	不申告加算金額
年 月 日～ 年 月 日	・	・	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円
年 月 日～ 年 月 日	・	・	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円
年 月 日～ 年 月 日	・	・	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円
不申告加算金額の納期限		・	納付すべき加算金額		円	

納 付 場 所	北海道指定（収納代理）金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局
上記のとおり決定しましたので、通知します。併せて、納付すべき金額を納期限までに納付書によって納めるよう告知します。（根拠法令－ 年 月 日 様 北海道 総合振興局長（振興局長、札幌道税事務所長） 印	

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください）。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った総合振興局等の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



循環資源利用促進税減免申請書

申告納税者	住所（所在地）						
	氏名（名称） （電話番号）					代表者の氏名	
	個人番号 又は法人番号						
減免を受けようとする循環資源利用促進税	年度				摘要		
	税額	月 日～ 月 日		円			
		月 日～ 月 日		円			
		月 日～ 月 日		円			
		合 計		円			
減免を受けようとする理由							
<p>上記のとおり、循環資源利用促進税の減免を受けたいので、申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所（所在地） 氏名（名称） ㊟</p> <p>北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様</p>							